

地下水汚染未然防止対策

平成24年6月1日より水質汚濁防止法が改正されました。

「水質汚濁防止法」改正内容のポイント

有害物質による
地下水汚染の
「未然防止」

- 1 対象施設の拡大（以下の施設は改めて届け出が必要です。）
- 有害物質貯蔵指定施設（有害物質を含む水を貯蔵する場合に限る）
 - 下水道に排水の全量を放流等している有害物質使用特定施設

- 2 設備等の構造基準遵守
施設等の構造基準適合対策の実施
（既存設備は3年間の猶予期間あり）

- 3 施設の点検の義務化
定期点検（漏洩、設備の亀裂等）の
実施、記録、保存の義務

この機会に、「施設の対策・点検」をしませんか？

『改正水質汚濁防止法』

に適した**対策をご提案！**

- 対策
1 地下浸透を防止するため
コンクリート床面皮膜の施工



排水処理設備の
防液堤&ライニング

ローリーヤードの
漏洩拡散防止側溝



- 対策
2 地下水槽、配管、側溝からの
漏れ管理できる構造をご提案

- 対策
4 劣化診断・耐震診断
（配管、水槽、貯槽）の実施



FRP 老朽化対策
（地震対策）前



対策後



薬品配管フレキシ施工前



施工後

- 対策
3 状況に合わせ最適な
漏洩検知方式をご提案

- 対策
5 定期点検の項目や頻度などを
アドバイス（点検の委託も承ります。）

環境分析・計量証明・処理試験

正確・迅速・誠実をモットーに各種分析・処理試験をご提供致します。

環境分析

■排水分析

水質汚濁防止法などによる排水基準に基づく各種水質分析を行います。

■土壌・地下水

土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の分析を行います。

計量証明

計量法に基づいて測定・分析を行い、公的な計量証明書の発行をいたします。

排水処理試験

試験装置を用いて工場などからの排水の処理試験を実施します。生物処理、凝集処理、活性炭吸着など各種処理試験を行うことができます。

調査・分析

定期分析、スポット分析、出張サンプリング、多資料同項目分析も行います。



●お問い合わせ

お客様に合わせた対策をご提案します。お気軽にお問い合わせください。

TEL:03-5419-6034

〒108-0022 東京都港区海岸 3-18-21

FAX:03-5419-6032

東京営業グループ

E-mail:eigyo@fkk.co.jp

クボタ化水株式会社